

(仮称)群馬県立敷島公園新水泳場整備運営事業 実施方針に関する質問に対する回答

- ・ (仮称)群馬県立敷島公園新水泳場整備運営事業実施方針に関して、令和5年(2023年)7月7日までに寄せられた質問に対する回答を公表します。多くの質問をいただき、誠にありがとうございました。
- ・ 質問は原文のまま掲載していますが、明らかな表記の誤りと判断された箇所について、一部修正しています。
- ・ 質問に対する回答は、現時点での県の考え方を示したものです。今後、質問を踏まえた実施方針等の内容の詳細化等を行う予定であり、最終的には入札公告時に提示しますので御留意ください。

令和5年8月

群 馬 県

実施方針に関する質問に対する回答

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	数	(数)	○数	カナ	(カナ)		
1	県管理区域内での連携	2	1	(1)	⑨	ア		「事業期間を通じて適宜連絡・調整を行い、円滑に業務を遂行すること。」とございますが、貴県が期待される連携内容がございましたらお示ください。	県管理区域内における連携としては、建設期間中においては公園内他施設の利用者への配慮、運営・維持管理期間中においては大会等開催中の施設間の連携・調整(駐車場を含む。)やイベント開催における連携、植栽管理における実施時期の調整等を考えております。
2	敷島公園内の施設との連携	2	1	(1)	⑨	ア		県管理区域について、別途指定管理者を選定することを予定と記載ありますが、選定時期はいつ頃なのか、また調整の開始はいつ頃からで良いのかご教示ください。	現在の指定管理期間は令和6年度末となっており、令和7年度から令和11年度(予定)の指定管理者は、令和6年12月に指定する予定です。また、設計・建設段階から指定管理者と調整が必要になります。
3	市管理区域及びその他周辺施設との連携	2	1	(1)	⑨	イ		市管理区域や他管理者との連携について、想定されている事項又は具体的なイメージはありますでしょうか。	大会開催時における市管理区域の施設の利用の融通、地域活性化に資するイベント開催時の連携を想定しております。また、自主事業においても提案いただくことも可能です。
4	市管理区域及びその他周辺施設との連携	2	1	(1)	⑨	イ		国スポ等の開催以外に、市管理区域やその他周辺施設の管理者等と適宜連絡調整を行い、新水泳場でも何かしらの対応を要する広範囲な規模で開催される行催事などが予定されているようでしたらご教示ください。	広範囲な規模で開催される行催事としては、毎年4月開催の敷島公園まつりや随時開催のプロ野球公式戦などがあります。
5	設計業務について	2	1	(1)	⑪	ア	(ア)	国庫補助金申請図書作成補助業務で、現時点で想定している内容をお教えてください。	国庫補助金申請図書作成業務においては、申請にあたり必要となる図面や工事費積算資料などの説明資料の作成を予定しております。
6	事業範囲 運営業務	3	1	(1)	⑪	ウ	(ア)	運営業務のうち、駐車場管理業務を維持管理企業が実施することは可能でしょうか。その場合、維持管理企業は「本事業の維持管理に係る参加資格要件」を満たしていれば「本施設の運営に係る参加資格要件」は求められないとの理解でよろしいでしょうか。	運営業務のうち、駐車場管理業務を維持管理企業が実施することは可能です。その場合、当該維持管理企業は、運営業務及び維持管理業務の両方の参加資格要件が求められます。なお、運営業務の参加資格要件のうち実績に係る要件については、運営業務を担う複数の企業のうち1者が満たせば問題ありません。
7	事業範囲 維持管理業務	3	1	(1)	⑪	ウ	(イ)	維持管理業務のうち、備品等管理・更新業務の一部を運営企業が実施することは可能でしょうか。その場合、運営企業は「本事業の運営に係る参加資格要件」を満たしていれば「本施設の維持管理に係る参加資格要件」は求められないとの理解でよろしいでしょうか。	維持管理業務のうち、備品等管理・更新業務の一部を運営企業が実施することは可能です。その場合、当該運営企業は、運営業務及び維持管理業務の両方の参加資格要件が求められます。なお、維持管理業務の参加資格要件のうち実績に係る要件については、維持管理業務を担う複数の企業のうち1者が満たせば問題ありません。

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	数	(数)	○数	カナ	(カナ)		
8	サービス購入料の支払い時期について	4	1	(1)	⑫	ア	(ア)	設計・建設の対価に係る対価について、一部または全部を、設計・建設期間中にお支払い頂ける想定はございますでしょうか。	設計・建設の対価については、一部または全部を設計・建設期間中に支払うことを想定しております。詳細については、入札公告時に示す予定です。
9	サービス購入料の支払い時期について	4	1	(1)	⑫	ア	(ア)	割賦払いとなる対価については、事業者の提案する各回支払額(均等とは限らない)とするものという理解でよろしいでしょうか。	サービス購入料の支払に関する詳細については、支払回数等を含め、入札公告時に示す予定です。
10	開業準備の対価	4	1	(1)	⑫	ア	(イ)	開業準備の期間についてご教授下さい。	開業準備期間については県としては設定していません。要求水準書(案)に示す開業準備業務を履行する期間として応募者側にて提案してください。
11	運営・維持管理に要する光熱水費	4	1	(1)	⑫	ア	(イ)	光熱水費に相当する対価について、事業者の提案金額を基に、事業契約においてあらかじめ定める額を運営・維持管理期間にわたり事業者を支払うと記載ありますが、毎年度生じた実費を精算するという理解でよろしいでしょうか？	光熱水費の対価については、実費精算ではなく、事業者の提案金額をもとに定額を支払う予定です。なお、事業者の提案金額と実態とが乖離する場合には、その調整を行う予定です。詳細については、入札公告時に示す予定です。
12	運営・維持管理に要する光熱水費	4	1	(1)	⑫	ア	(イ)	光熱水費は、提案額を基に事業者を支払うとの記載がありますが、実際に発生した光熱水費と乖離(上回った場合と下回った場合)について、精算方法などをご教授下さい。	質問No.11の回答を参照してください。
13	運営・維持管理に要する光熱水費	4	1	(1)	⑫	ア	(イ)	現在はエネルギー費用が高騰しており、単価の変動が大きく長期の予測が困難です。サービス対価から外して貴県にご負担いただけないでしょうか。もしくは、光熱水費の変動に応じて事業期間の途中で費用の見直しを可能といただけないでしょうか。	質問No.11の回答を参照してください。
14	運営・維持管理に要する光熱水費	4	1	(1)	⑫	ア	(イ)	水光熱費について、物価変動による単価の改定や使用量における計画と実需の乖離が発生した場合の対応は、上回った場合と下回った場合で、それぞれどのようになるのかご教示下さい。	質問No.11の回答を参照してください。
15	光熱水費	4	1	(1)	⑫	ア	(イ)	新水泳場の光熱水費について、新水泳場の運営開始から三年間は、ご提示いただく参考価格をベースとした実費精算とし、以降は三年間の実績値を元に協議を行い、基準額を決定していただけないでしょうか。	質問No.11の回答を参照してください。

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	数	(数)	○数	カナ	(カナ)		
16	県のサービス購入料	4	1	(1)	⑫	ア		特定事業の選定・公表では予定価格の公表をお願いいたします。予定価格の公表時には、可能な限り内訳の目安（設計・建設・維持管理・光熱水費等）を公表して頂きますようお願いいたします。（建設費の高騰により適正な維持管理費が確保できない事例があると認識しております）	入札公告時に上限となる価格を公表する予定です。
17	利用者から得る収入の売上計上について	4	1	(1)	⑫	イ		利用者から得る収入は全額SPCへの売上計上が必須なのでしょうか。正の場合、SPCが一定の収入変動リスクを負う可能性があると思慮します。当該売上を、SPCではなく構成員若しくは協力企業である運営企業が計上することは認められるでしょうか。	利用者から得る収入は全額SPCへの売上計上が必須となります。なお、収入変動リスクをSPCが負うか否かについては、当該入札参加グループ内で調整・決定するものと認識しております。
18	事業期間終了後の施設性能について	5	1	(1)	⑮			事業期間終了時において各機器のメーカー耐用年数に関わらず性能及び機能を満たしていれば許容されるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)第5-9(2)⑥(P.68)に示した通り、事業者は「長期保全計画」を作成することになっており、その中で、各機器のメーカー耐用年数に関わらず性能及び機能を満たしているか、事業期間終了後何年程度使用可能かを整理し、協議の上決定することとします。
19	選定の方法について	6	2	(2)				事業者の選定方法について、具体的な評価項目、評価配点等は令和5年12月に公示される入札説明書等で示されると考えてよろしいでしょうか。	事業者の選定方法については、入札公告時に「落札者決定基準」として示す予定です。
20	募集及び選定スケジュール(回答の公表)	6	2	(3)				質問に対する回答は全て公表されますか。質問者への個別回答でしょうか。	質問に対する回答は、県ホームページで公表します。
21	意見交換会の実施	8	2	(4)	③			「意見交換会の内容については(中略)県ホームページで公表する予定」とありますが、意見交換会での議論を忌憚のないものとさせていただくために、競争上の理由から公表の可否について、参加者の要望を事前に確認いただき、参加者の要望に沿ったご判断をいただけたらと考えてよろしいでしょうか。	意見交換会への参加申込の際に、希望する議題それぞれについて公表の可否を記載していただくことを予定しております。ただし、公表を「否」とした議題であっても、公正な競争上公表することが望ましいと県が判断した場合には、議題を提出した企業と協議の上、公表する予定です。
22	参加者との競争的対話について	9	2	(4)	⑧			競争的対話の内容は公表しないと考えるのでしょうか。	競争的対話を実施した結果、競争上、認識を共有する必要がある事項については、競争的対話による共有認識事項・質問回答等として、対話を行ったすべての入札参加グループに通知します。ただし、入札参加グループの提案、ノウハウ等に関わり入札参加グループの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものについては通知しません。

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	数	(数)	○数	カナ	(カナ)		
23	入札参加グループの参加資格要件(共通)	11	2	(5)	①	イ	(シ)	株式会社久米設計や、株式会社緑景(中略)参加していないこと。」とありますが、これらの企業は、事業者選定後も引き続きアドバイザー業務等、本事業に関与することは想定されていますでしょうか。	設計・建設に関するモニタリングの実施有無は検討中ですが、実施する際は、(株)久米設計や(株)緑景がアドバイザーとして関与する可能性があります。
24	建設に当たる者(参加資格要件)	12	2	(5)	①	ウ	(イ) a~c	a~cを建築一式工事としてJVで請負う場合、JVのうちスポンサーとなる1者がa~cの全ての要件を満たしてれば、他の者はaの要件を満たすのみで良いとの理解でよろしいでしょうか。	a(建築工事に当たる者)は全ての企業が、(a)~(d)の要件を満たす必要があり、(e)の要件については少なくとも1者は満たす必要があります。 b(電気設備工事に当たる者)は全ての企業が、(a)~(c)の要件を満たす必要があり、(e)の要件については少なくとも1者は満たす必要があります。 c(機械設備工事に当たる者)は全ての企業が、(a)~(c)の要件を満たす必要があり、(e)の要件については少なくとも1者は満たす必要があります。
25	電気設備工事に当たる者	13	2	(5)	①	ウ	(イ) b	電気設備工事に当る者として、電気工事における総合評定値が760点以上とありますが、共同企業体の代表者が必要な要件を満たしていれば、よろしいでしょうか。	電気設備工事に当たる者の全ての企業が電気工事における総合評定値760点以上を満たす必要があります。
26	機械設備工事に当たる者	13	2	(5)	①	ウ	(イ) c	機械設備工事に当る者として、管工事における総合評定値が760点以上とありますが、共同企業体の代表者が必要な要件を満たしていれば、よろしいでしょうか。	機械設備工事に当たる者の全ての企業が管工事における総合評定値760点以上を満たす必要があります。
27	事業者選定委員会の設置	14	2	(6)	①			選定委員会の構成員の公表をお願いいたします。	事業者選定委員会の委員名簿は、入札公告時に示す予定です。
28	事業者選定委員会の設置(選定委員の開示)	14	2	(6)	①			事業者選定委員は事前公表されますか。公表時期は何時を予定しておりますか。	質問No.27の回答を参照してください。
29	事業者選定委員会の設置(評価点の開示)	14	2	(6)	①			評価点は事前公表されますか。公表時期は何時を予定しておりますか。	質問No.19の回答を参照してください。
30	著作権	15	2	(6)	④			県が提案書を使用する場合は事前にご連絡をいただけますでしょうか。	県が提案書を使用する場合は事前に連絡します。
31	事業者となる特別目的会社(SPC)の設立等の要件	16	2	(7)	①	ウ		「SPCは、会社法に定める株式会社とし、群馬県内に設立するものとする」とありますが、SPCの事務所を本施設内に設置することは出来ますでしょうか。	運営・維持管理期間中においては、SPCの本施設内に設置することは可能です。なお、設計・建設期間中は認められませんので、群馬県内の他の住所に設立する必要があります。
32	事業者となる特別目的会社(SPC)の設立等の要件	16	2	(7)	①	ウ		SPCの登記する住所として、例外的に群馬県外に設定することは認められますでしょうか。	SPCの登記する住所として、群馬県外に設定することは認められません。

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	数	(数)	○数	カナ	(カナ)		
33	事業者となる特別目的会社(SPC)の設立等の要件	16	2	(7)	①	ウ		SPCの登記する住所として、施設の竣工後は当該施設をSPCの住所とすることは認められますでしょうか。	SPCの登記する住所として、施設の竣工後は当該施設をSPCの住所とすることは可能です。
34	モニタリングについて	17	3	(2)	①	ア		設計段階のモニタリングについて、「設計中」のモニタリングとは基本設計終了時、「設計の完了時」とは、実施設計終了時に提出する要求水準書確認報告書の確認と同義と考えてよろしいでしょうか。	設計段階のモニタリングは、設計業務の着手前に要求水準確認計画書の提出を受けた段階から開始します。基本設計終了時、実施設計終了時だけではありません。モニタリングの詳細については、入札公告時に示す予定です。
35	その他の支援に関する事項	23	7	(3)				事業契約締結後、国等の財政支援措置(交付金)の想定額が変動した場合でも、事業者への一括支払い及び割賦払いの金額は変動しないとの理解でよろしいでしょうか。	サービス購入料の支払に関する詳細については、入札公告時に示す予定です。
36	費用負担	24	8	(3)				提案及び説明会に伴う費用は全て参加者の負担となりますが、県の責めにより事業継続が困難になった場合は経費請求できるという理解で宜しいでしょうか。	県の責めにより本事業の入札が中止になった場合において、県は提案に要した費用を支払う予定はありません。
37	リスク分担表	25						P25～28にリスク分担表がありますが、県側にも事業者側にも○がついており、リスクの分担が明確化出来ない箇所があると思料します。どういった場合に貴県(事業者)のリスクになるのか、両方○がある各項目について貴県のお考えをお示ください。	リスク分担の詳細については、入札公告時に示す予定です。
38	リスク分担表(案)(許認可の遅延)	25	1					許認可の遅延等について、「事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの」の理解として、万が一、許認可の一部で遅延が生じても、P.2記載の本施設の設計・建設期間に示す令和10年10月末までに予定通り設計・建設業務が終了すれば問題ないと考えてよろしいでしょうか。	許認可の内容や遅延の期間によりますので、一概には回答できません。
39	リスク分担表(案)(住民対応)	25	1					住民対応について、「本施設を設置すること自体に関すること及び県からの提示条件(自由提案事業を除く。)に、採用された事業者の施設計画も含まれると考えてよろしいでしょうか。	採用された事業者の施設計画の中でも、県の提示条件を満たした結果によるものと、事業者の独自の提案によるものとに分けられるものと認識しています。前者については県のリスク負担とし、後者については事業者のリスク負担とします。
40	リスク分担表(案)(住民対応)	25	1					「住民対応」リスクのうち、「上記以外の調査・工事等事業者の業務に関する住民運動等」について、事業者のみに「○」が記されていますが、本事業は県からの提示条件に基づいて行うものであり、そのことを技術提案書等をもとに評価いただくことから、県に「○」、もしくは県及び事業者「○」ではないでしょうか。	落札者の技術提案書等をもとに評価しますが、提案した内容の全てを承認するものではありませんので、事業者のみに「○」とします。なお、質問No39の回答も参照してください。

No	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	数	(数)	○数	カナ	(カナ)	英字		
41	リスク分担表(案) (住民対応、環境 保全)	25	1						住民対応及び環境保全について、事業者が善管注意義務を果たしても発生した第三者損害の賠償については、県による負担としていただけないでしょうか。	リスク分担の詳細については、入札公告時に示す予定です。
42	リスク分担表(案) (不可抗力)	25	1						不可抗力の負担者が県・事業者両名になっているが例示されている事象以外についても協議対象としての認識でよろしいでしょうか。	不可抗力に関するリスク分担の詳細については、入札公告時に示す予定です。
43	リスク分担表(案) (不可抗力)	25	1						不可抗力について、県・事業者双方が負担者となっていますが、県と事業者の詳細の分担方法についてご教示ください。	質問No.42の回答を参照してください。
44	リスク分担表(案)	25	1						不可抗力の負担者が県及び事業者となっていますが、負担方法について詳細が不明です。ご教示下さい。	質問No.42の回答を参照してください。
45	リスク分担表(案) (不可抗力)	25	1						不可抗力について負担者が県・事業者双方の責任と標記されていますが、事業者負担はなく、発注者である県の負担と理解して宜しいでしょうか。	質問No.42の回答を参照してください。
46	リスク分担表(案) (用地)	27	2						用地について、「県が事前に公表した資料から予見できない土壌汚染、埋蔵文化財、地中障害物が発見された場合」の負担者は県とありますが、この事前とは「入札説明書等に関する質問に対する回答の公表(第2回)」までに公表される資料までと考えてよろしいでしょうか。	「県が事前に公表した資料」とは、「入札説明書等に関する質問に対する回答の公表(第2回)」までに公表される資料までと考えて問題ありません。
47	リスク分担表(案) (建設工事の遅 延・未完工)	27	2						工事遅延・未完成の責任負担者が県・事業者双方の責任と標記されていますが、事業者負担はなく、発注者である県の負担と理解して宜しいでしょうか。	不可抗力による建設工事の遅延や未完工に関するリスク分担の詳細については、入札公告時に示す予定です。
48	リスク分担表(案) (設計・建設段階 の物価変動)	27	2						物価変動について、「設計・建設期間中のインフレ・デフレ」は県と事業者双方の負担とありますが、スライド条項が適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	物価変動リスクの分担の詳細については、入札公告時に示す予定です。
49	リスク分担表(案) (設計・建設段階 の物価変動)	27	2						昨今の激しい物価上昇において、サービス購入費の改定に用いられる指標及び比較する時期が実勢と合わず、適切な改定が望めない点が事業者のリスクとなっております。より実勢にあった対価の改定をお願いしたいと思いますが、本事業において採用予定の改定方法についてご教示ください。	質問No.48の回答を参照してください。

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	数	(数)	○数	カナ	(カナ)		
50	リスク分担表(案) (設計・建設段階 の物価変動)	27	2					物価変動について負担者が県・事業者双方の責任と標記されていますが、事業者負担はなく、発注者である県の負担と理解して宜しいでしょうか。	質問No.48の回答を参照してください。
51	物価変動への対応	27	2					設計・建設期間中の物価変動の中には備品購入に係るものも含まれますか？	設計・建設期間中の物価変動に伴うサービス購入料の改定については、対象となる費用を含め入札公告時に示す予定です。
52	リスク分担表(案)	27	2					要求水準書(案)別紙「アスベスト事前調査資料」におけるアスベストは使用されていないとの調査結果を踏まえ、万が一アスベストの使用が認められた場合のリスク負担者は県と認識しておりますが、その旨リスク分担表に明示していただけますでしょうか。	万が一アスベストの使用が認められた場合のリスク負担者は県となります。その旨、リスク分担表(案)に追記する予定です。
53	リスク分担表(案) (運営・維持管理 段階の物価変動)	28	3					不可抗力の負担者が県及び事業者となっておりますが、詳細が不明です。ご教示下さい。	不可抗力に関するリスク分担の詳細については、入札公告時に示す予定です。
54	リスク分担表(案)	28	3					「物価変動」のインフレ・デフレに関しては、定量的な基準(指標)となる数値等を示して頂けないでしょうか。	物価変動リスクの分担の詳細については、入札公告時に示す予定です。
55	リスク分担表(案) (運営・維持管理 段階の物価変動)	28	3					運営維持管理での物価変動について負担者が県・事業者双方の責任と標記されていますが、事業者負担はなく、発注者である県の負担と理解して宜しいでしょうか。	質問No.54の回答を参照してください。
56	リスク分担表(案) (運営・維持管理 段階の物価変動)	28	3					「物価変動」リスクについて、「運営・維持管理期間中のインフレ・デフレ」とありますが、設計や工事期間中のインフレ・デフレも運営・維持管理業務に影響することから、入札公告時点からの変動も含まれると考えてよろしいでしょうか。	質問No.54の回答を参照してください。
57	リスク分担表(案) (需要変動、施設・備品の損傷盗難等)	28	3					需要変動及び施設・備品の損傷・盗難等で不可抗力について負担者が県・事業者双方の責任と標記されていますが、事業者負担はなく、発注者である県の負担と理解して宜しいでしょうか。	需要変動及び不可抗力に関するリスク分担の詳細については、入札公告時に示す予定です。
58	リスク分担表(案) (光熱水費変動)	28	3					不可抗力の負担者が県及び事業者となっておりますが、光熱水費は、実際に発生した光熱水費と乖離について、下回った場合、提案額からの返還、上回った場合補填などがあるかご教示ください。	光熱水費の変動は、一般的には「不可抗力」には含まれませんが、光熱水費の変動による提案額からの増減は予定しております。詳細については、入札公告時に示す予定です。

No	タイトル	該当箇所						質 問	回 答
		頁	数	(数)	○数	カナ	(カナ)		
59	リスク分担表(案)	28	3					物価変動以外の要因による光熱水費の変動について、利用者数の増減による変動が該当すると思われませんが、既存施設の利用者数の推移等を参照して、事業者負担あるいは貴県負担となる閾値のような基準が設けられるという理解でよろしいでしょうか。	光熱水費の変動については、単価の変動によるものと、数量(使用量)によるものそれぞれについて、県と事業者間でリスクを分担します。詳細については、入札公告時に示す予定です。
60	リスク分担表(案) (自由提案事業)	28	3					「自由提案事業」リスクについて、実施に係る全てのリスクを事業者が負うことから、事業期間中における自由提案事業内容の縮小もしくは中止の権利を事業者が有すると考えてよろしいでしょうか。	「自由提案事業」については、その提案内容も事業者選定評価の1つとなりますので、事業内容の縮小や中止とならないような確実性の高い自由提案事業の提案を求めます。
61	リスク分担表(案) (施設・備品の損傷・盗難等)	28	3					不可抗力に起因する損傷等の負担者が県・事業者両名になっておりますが詳細が不明です。ご教示ください。	不可抗力に起因する施設の損傷等に関するリスク負担の詳細については、入札公告時に示す予定です。
62	リスク分担表(案) (公認基準更新)	28	3					公認基準更新に伴う器具・備品等の更新リスクは県の負担となっておりますが、ソフトウェアなどシステムの更新等も県の負担により対応いただくとの理解でよろしいでしょうか。	公認基準更新により、その時点で使用していたものでは公認基準を満たさなくなったものに限って、県の負担としますが、単なるシステムの劣化によるものやシステムのバージョンの更新等は含まれません。